

令和2年3月吉日

## 貸金庫規定・夜間金庫規定・財産形成預金規定 改定のお知らせ

### お客様各位

蒲郡信用金庫は、貸金庫規定・夜間金庫規定・財産形成預金規定を令和2年4月1日付で改定することとしましたのでお知らせします。

改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客様にも適用されますので、あらかじめご了承ください。

環境に配慮した取組等を推進するため、当金庫では令和元年8月1日より各種規定を電子化いたしております。

本対応により当金庫ホームページで最新の各種規定がご確認いただけることから、誠に勝手ではございますが、今回改定する同規定につきましても令和2年4月1日より配布を終了させていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(貸金庫規定と夜間金庫規定につきましては、契約時にお渡し致します。)

なお、各種規定は、当金庫ホームページ「規定集」からご確認いただけます。

### 記

1. 改定日 令和2年4月1日

2. 改定する規定

《34》「貸金庫規定」（令和2年4月1日改定）

《35》「夜間金庫規定」（令和2年4月1日改定）

《36》「財産形成期日指定定期預金規定」（令和2年4月1日改定）

《37》「財産形成住宅預金規定」（令和2年4月1日改定）

《38》「財産形成年金預金規定」（令和2年4月1日改定）

《39》「財産形成預金共通規定」（令和2年4月1日改定）

以上

## 貸金庫規定

令和2年4月現在

(令和2年4月1日 改定)

### 〔個人情報の利用目的〕

お客様にご記入いただきましたお名前・ご住所等の個人情報は、当金庫の貸金庫およびこれに付随する各個別のサービス、取引、機能等に関する申込受付、本人認証、お取引の実施・管理、ご案内書面等の送付、問合せ対応その他お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のために利用いたします。

### ○（反社会的勢力との取引拒絶）

この貸金庫は、第11条第3項第1号、第2号および第3号のいずれにも該当しない場合に使用することができます。

上記の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の利用申込みをお断りするものとします。

#### 1.（格納品の範囲）

（1）貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。

- ① 公社債券・株券その他の有価証券
- ② 預金通帳・証券・契約証書・権利書その他の重要書類
- ③ 貴金属・宝石その他の貴重品
- ④ 前各号に掲げるものに準すると認められるもの

（2）当金庫は前項に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。

#### 2.（申込み・契約・期間等）

（1）当金庫本支店に預金口座を開設しているお客様で、貸金庫の利用を申込みされるお客様は、本規定およびその他関連諸規定の内容に同意のうえ、「貸金庫利用申込書」（以下「申込書」といいます）に必要事項を記載して当金庫に提出するものとします。

## （2）契約の成立

貸金庫に関するお客様と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます）は、当金庫所定の方法によるお客様の申込みに基づき、当金庫が申込みを適当と判断し、承諾した場合に成立するものとします。

（3）本契約の当初契約期間は契約日から最初に到来する 9 月末日までとし、契約期間満了日までに貸金庫利用者（以下「借主」といいます）または当金庫からの解約の申出が無い限り、この契約は期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとします。

継続後も同様とします。

## 3.（使用料）

（1）貸金庫の利用料（以下「使用料」といいます）は、当金庫所定の料率により 1 年分を前払いするものとし、毎年 10 月の当金庫所定の日に借主が「貸金庫使用料口座振替依頼書」により指定した預金口座から、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、自動的に引落します。

ただしやむをえず口座振替によらない場合は、現金等により支払ってください。

なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を 1 か月として、その月から月割計算により支払ってください。

（2）当金庫は、使用料を借主に事前に通知することなく変更する場合があります。

変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

（3）契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

## 4.（鍵・カードの保管）

（1）貸金庫に付属する鍵正副 2 個のうち、正鍵（以下「鍵」といいます）は借主が保管し、副鍵は当金庫立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当金庫が保管します。

（2）カード式貸金庫の場合、当金庫は借主に「蒲信貸金庫ご利用カード」（以下「カード」といいます）を発行し、借主より提出された暗証番号の登録・管理を行います。

カードは借主の責において保管してください。

## 5.（開閉者の確認）

当金庫所定の手続に則り貸金庫を開閉した者を、正当な権利者とみなします。

この場合、当金庫は開閉者の性別、年令等の確認はいたしません。

## 6. (貸金庫の開閉等)

(1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人（以下「代理人」といいます）による貸金庫開扉依頼書の提出、またはカードと鍵を使用して行ってください。

(2) 格納品の出入れは、当金庫所定の場所で行ってください。

(3) 使用がすんだときは、必ず内函を元の位置に戻し、鍵により閉扉し、施錠してください。

これを怠ったために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(4) 故障等によりカードによる暗証照合機の取扱いができないときは、当金庫所定の貸金庫開扉依頼書に借主または代理人の氏名および暗証番号を記入し、カードとともに提出してください。

## (5) 貸金庫の使用時間

貸金庫の使用時間は、当金庫所定の時間内とします。

ただし、当金庫は、使用時間を借主または代理人に事前に通知することなく変更する場合があります。

## 7. (届出事項の変更等)

(1) 借主または代理人が、本契約にかかる印章を失ったとき、印章、氏名または名称、代表者、住所、その他の届出事項に変更があったとき、もしくは代理人の変更等があったときは、借主はただちに当金庫所定の書面により取引店に届出ください。

この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

鍵またはカードを失ったとき、もしくは毀損したときも同様とします。

(2) 当金庫が借主から届出のあった氏名または名称、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、届出事項の変更を怠る等借主の責めに帰すべき事由により、これらが延着しまたは到達しなかったときもしくは借主または代理人が到達を妨げたときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

## 8. (印章・鍵・カードの喪失時等の取扱い)

(1) 印章・鍵・もしくはカードを失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続きをした後に行ってください。

この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(2) 鍵またはカードを失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替え、鍵・カーリー

# THE GAMAGORI SHINKIN BANK

ドの再発行等に要する費用を支払ってください。

なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、ただちにこれに応じてください。

## 9. (暗証照合等)

(1) 当金庫が申込書、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に押印された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いした場合は、それらの書類に偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) 暗証照合機によりカードを確認し、暗証照合機操作の際に使用された暗証番号と当金庫届出の暗証番号との一致を確認して、貸金庫の開閉の取扱いをしましたうえは、カードまたは暗証番号につき偽造・変造・盗難その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(3) 貸金庫の開閉に使用される鍵について当金庫は確認する義務を負いません。

## 10. (損害の負担等)

(1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開扉に応じられないことがあります。そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) 前項の事由による格納品の紛失・滅失・毀損・変質等の損害についても、当金庫は責任を負いません。

(3) 借主または代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

## 11. (解約等)

(1) 本契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。

この場合、鍵・カードおよび届出の印章を持参し当金庫に所定の書面を提出し、当金庫所定の手続きをしたうえ、貸金庫をただちに明渡してください。

なお、鍵・カード、または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。

(2) 借主または代理人が次の各号の一つにでも該当した場合は、当金庫はいつでも本契約を解約することができるものとします。

この場合、ただちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。

また、借主への通知の到達のいかんにかかわらず、当金庫が届出のあった氏名または名称、住所にあてて解約の通知を発信した時に、本契約は解約されたものとします。

# THE GAMAGORI SHINKIN BANK

なお、この解約により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。  
また、この解約により当金庫が損害を被ったときは、その損害額を支払ってください。  
第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ① 借主が当金庫に支払うべき使用料を支払わなかった場合
- ② 住所変更の届出を怠る等により、当金庫において借主または代理人の所在が不明となった場合
- ③ 借主について相続の開始があった場合
- ④ 借主または代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与える、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じた場合
- ⑤ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由がある場合
- ⑥ 借主または代理人が本規定に違反した場合、または当金庫との取引約定に違反した場合等、その他当金庫が本契約の利用停止または解約を必要とする相当の事由が生じた場合
- ⑦ カードの改ざん、不正使用等当金庫がカードの利用を不適当と認めた場合
- ⑧ 暗証番号等の不正使用があった場合、または暗証番号等を不正使用させた場合
- ⑨ 借主または代理人が存在しないことが明らかになった場合
- ⑩ 借主または代理人の意思によらずに契約あるいは利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ⑪ 第15条に違反した場合
- ⑫ 法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ⑬ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、借主または代理人の回答や借主または代理人について確認した事項および第12条第1項の利用者情報等に偽りがあることが明らかになった場合
- ⑭ 本契約がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等

# THE GAMAGORI SHINKIN BANK

に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

⑯ 借主または代理人について、もしくは借主または代理人との取引について、当金庫が定める適切な顧客管理または取引管理を実施できないと当金庫が判断した場合

⑰ 本契約を継続する上で支障があると当金庫が判断した場合

⑱ 前各号の疑いがあるにもかかわらず、借主または代理人が正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合

(3) 前項のほか、借主または代理人が次の各号の一つにでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。

この場合、当金庫から解約の通知があったときは、ただちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。

また、借主への通知の到達のいかんにかかわらず、当金庫が届出のあった氏名または名称、住所にあてて解約の通知を発信した時に、本契約は解約されたものとします。

なお、この解約により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

また、この解約により当金庫が損害を被ったときは、その損害額を支払ってください。

① 借主が貸金庫利用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当した場合

③ 借主または代理人が以下の条項の何れかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

④ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の項目の一つにでも該当す

る行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他上記 A～D に準ずる行為

(4) 前各項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として、解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。

この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。

不足額が生じたときはただちに支払ってください。

なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日に第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

(5) 第1項から第3項の明渡しが3ヶ月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開扉のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。

なお、当金庫は貸金庫の開扉に際して公証人等に立会いを求めるものとします。

これらに要する費用は借主の負担とします。

(6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、当金庫は前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。

この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだいに支払ってください。

## 12. (利用の制限・利用停止等)

(1) 当金庫は、職業、職種、事業の目的、事業の内容、国籍、在留資格、在留期間、取引目的等の借主または代理人に関する情報および具体的な取引の内容等(以下「利用者情報等」といいます)を適切に把握するため、各種確認や資料の提出を求めることができます。

また、利用者情報等に変更があった場合または変更が予定されている場合には、速やかに当金庫に届出てください。

(2) 下記のいずれか一つでも該当する場合には、本規定に基づく利用の一部を制限する場合があります。

## THE GAMAGORI SHINKIN BANK

- ① 借主または代理人から正当な理由なく指定した期限までに各種確認や資料の提出をいただけない場合
- ② 借主または代理人から利用者情報等に変更があったにもかかわらず届出がない場合
- ③ 利用者情報等に照らし借主または代理人との取引を継続することが不適切であると当金庫が判断した場合
- ④ その他借主または代理人が本規定に違反した場合

（3）日本国籍を保有せず本邦に居住する借主または代理人は、適法な在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法によって取引店に届出ください。

当該借主または代理人において当金庫に届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

（4）前各項の各種確認や資料の提出の求めに対する借主または代理人の回答、具体的な取引の内容、借主または代理人の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

（5）前各項に定めるいずれの取引の制限についても、借主または代理人からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

（6）不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合等、当金庫が借主または代理人に対する本契約の利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、借主または代理人に事前に通知することなく本契約の全部または一部の利用停止等の措置を講じることができます。

そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

### 13.（貸金庫の修繕・移転等）

貸金庫の修繕または移転その他やむをえない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、ただちにこれに応じてください。

### 14.（緊急措置）

法令の定めるところにより貸金庫の開扉を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開扉し臨機の処置をできるものとします。

## THE GAMAGORI SHINKIN BANK

そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

### 15. (譲渡・質入れ・貸与等の禁止等)

(1) 本契約上の地位、その他本契約にかかるいっさいの権利等は、譲渡、質入れ、貸与等、その他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(2) 鍵、カードについても譲渡、質入れ、貸与等、その他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

### 16. (規定の変更等)

(1) 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

以上

334088 (P) 2020.04

## 夜間金庫規定

令和2年4月現在

(令和2年4月1日 改定)

### 1. (契約・利用目的)

(1) 当金庫本支店に預金口座を開設しているお客様が、この規定およびその他関連諸規定の内容に同意のうえ、夜間金庫に関するお客様と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます）を希望する場合、当金庫がその利用を適当と判断し、承諾した場合に当該契約が成立するものとします。

(2) この夜間金庫は、当金庫におけるお客様本人名義の当座預金、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

### 2. (利用方法)

(1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」といいます）を当金庫所定の入金票とともに入金袋（以下「入金袋」といいます）に入れ、その入金袋を施錠のうえ夜間金庫に投入して下さい。

なお、入金票には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入して下さい。

(2) 入金袋を投入した後は、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票を受け取って下さい。

### 3. (預金への受入処理)

(1) この夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は次の窓口営業時間開始後、当金庫所定の手続きにより確認のうえ指定の預金口座に受け入れますので、遅滞なく受入金額を確認して下さい。

(2) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当金庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当金庫で確認した金額によるものとします。

この処理をしたうえは、当金庫はその責任を負いません。

### 4. (入金袋等の返却)

## THE GAMAGORI SHINKIN BANK

入金袋は当金庫の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取って下さい。

### 5. (鍵の保管等)

(1) 投入口鍵はお客様本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行って下さい。

(2) 入金袋の鍵正副 2 個のうち、正鍵はお客様本人が、副鍵は当金庫が保管し、入金袋の開閉に使用します。

### 6. (鍵、入金袋の喪失・き損)

投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を失ったとき、またはき損したときは、ただちに書面によって取引店に届出て下さい。

なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担して下さい。

### 7. (損害の負担等)

この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口の不完全な開閉、入金袋の不完全な施錠、その他当金庫の責めによらない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

また、この夜間金庫について第 1 条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

### 8. (手数料)

(1) この夜間金庫の利用にかかる手数料は、当金庫所定の金額を所定の方法により支払ってください。

(2) 夜間金庫専用入金帳の発行手数料は、発行の都度お支払い下さい。

(3) 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。

### 9. (解約等)

(1) 本契約は、お客様本人または当金庫の都合によりいつでも解約することができます。

この場合には、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵をただちに取引店へ返してください。

### 10. (譲渡、質入れ・貸与等の禁止)

本契約上の地位、その他本契約にかかるいっさいの権利等は、譲渡、質入れ、貸与等、

# THE GAMAGORI SHINKIN BANK

その他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

なお、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵についても同様とします。

## 11. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当金庫当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

## 12. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

以上

334072 (P) 2020.04

## 財産形成期日指定定期預金規定

令和2年4月現在

(令和2年4月1日 改定)

### 1. (預入れの方法等)

(1) 財産形成期日指定定期預金（以下「この預金」といいます）の預入れは1口1,000円以上とし、年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。

(2) この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金支払機関、または事業主を通じて預入れできるものとします。

(3) この預金については、通帳の発行にかえ、財産形成預金契約の証（以下「契約の証」といいます）を発行し、預入れの残高を年に1回以上書面により通知します。

### 2. (預金の種類／期間等)

この預金は、預入日の1年後の応当日を措置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。

### 3. (自動継続等)

(1) この預金（第6条による一部解約後の残りの預金を含みます）は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。

(2) 継続された預金についても前項と同様とします。

(3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を取引店に申出してください。

### 4. (預金の支払時期等)

(1) この預金は、継続停止の申出があった場合に次項以下に定める満期日以後に利息とともに支払います。

(2) 満期日は、措置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定すること

# THE GAMAGORI SHINKIN BANK

により定めることができます。

満期日を指定する場合は、取引店に対してその1か月前までに通知を必要とします。

(3) 満期日は前項に準じてこの口座の預金残高の全部又は一部に相当する金額について指定することができます。

(4) 第2項または第3項により定められた満期日から1か月経過しても解約されなかった場合もしくは最長預入期限が到来した場合は、同項による満期日の指定がなかったものとします。

この場合、同時に継続停止の申出がなかったものとして取扱います。

## 5. (利息)

(1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数について、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

A 1年以上2年未満…当金庫所定の「2年未満」利率

B 2年以上……………当金庫所定の「2年以上」利率

(2) この預金の全部または一部について満期日を指定した場合の前項の利息（継続を停止した場合の利息を含みます）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

この場合の満期日以降の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3) 継続された預金の利息についても前2項と同様の方法によります。

ただし、利率は当金庫所定の日にそれぞれ変更します。

この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日（すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

(4) この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合および反社会的勢力の排除に関する特約第2条の規定により解約する場合には、その利息は預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数第4位以下は切捨てます）によって1年複利の方法により計算しこの預金とともに支払います。

なお、満期日前解約時に適用する利率については、金融情勢に応じて変更することがあります。

A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満………2年以上利率×40%

C 1年以上1年6か月未満…2年以上利率×50%

D 1年6か月以上2年未満…2年以上利率×60%

# THE GAMAGORI SHINKIN BANK

E 2年以上2年6か月未満…2年以上利率×70%

F 2年6か月以上3年未満…2年以上利率×90%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

## 6. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証とともに取引店へ提出してください。

### (2) 預金残高の一部解約

この預金は、当該口座が保有する預入明細のうち、明細単位に払戻請求することができます。

その時には、前項に準じてお取扱いします。

(3) 前2項の解約または書替継続の手続に加え、当該預金の解約、書替継続手続を行うことについて正当な権限を有することを確認するため、本人確認書類の提示および確認するための手続等を求めることがあります。

この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約、書替継続の手続を行いません。

(4) 次の各号の一つにでも該当した場合は、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどにより、この預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名または名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合

② この預金口座の名義人の意思によらずに開設あるいは利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

③ この預金の預金者が財産形成預金共通規定第4条第1項に違反した場合

④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

⑤ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者の回答や預金者について確認した事項および預金者情報等に偽りがあることが明らかになった場合

## THE GAMAGORI SHINKIN BANK

⑥ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

⑦ 第1号から第6号までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合

⑧ 当金庫が預金者または取引について、当金庫が定める適切な顧客管理を実施できないと判断した場合

(5) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

(6) 前項のほか、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

(7) 本条による解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

また、本条による解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

(8) 第4項から第6項までにより、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、証書あるいは通帳と届出の印章を持参のうえ、取引店に申出てください。

この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

### 7. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

この他、「財産形成預金共通規定」を参照ください。

以上

## 財産形成住宅預金規定

令和2年4月現在

(令和2年4月1日 改定)

### 1. (預入れの方法等)

(1) 財産形成住宅預金（以下「この預金」といいます）は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用をうけ、5年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。

(2) この預金には、預入れ期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。

(3) この預金の預入れは1口1,000円以上とします。

(4) この預金については、通帳の発行にかえ、財産形成住宅預金契約の証（以下「契約の証」といいます）を発行し、預入れの残高を年に1回以上書面により通知します。

### 2. (預金の種類、継続方法)

(1) 前条による預金は、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口ごとの期日指定定期預金としてお預かりします。

(2) この預金は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。

(3) 継続された預金についても前項と同様とします。

### 3. (預金の支払方法)

(1) この預金の元利金全部の支払は、持家としての住宅の取得および増改築等（以下「住宅の取得等」といいます）するための対価に充てるときに支払います。

(2) 前項による払出しをする場合には、住宅の取得等の日から1年以内に、当金庫所定の払戻請求書に届出の印鑑により記名押印し、この契約の証とともに住宅の登記簿謄本等の所定の書類（又はその写し）を取引店へ提出してください。

# THE GAMAGORI SHINKIN BANK

(3) この預金の元利金の一部を、持家としての住宅の取得等のための頭金に充てるとときは、残高の90%を限度として1回に限り支払います。

(4) 前項による払出しをする場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印鑑により記名押印し、この預金の契約の証とともに住宅建設工事請負契約書等の所定の書類の写しを取引店へ提出してください。

また、この場合には、一部払出し後2年以内かつ住宅の取得等の日から1年以内に、残額の払出しをするものとします。

## 4. (預金の支払時期等)

この預金は、次項以下に定める満期日以後に利息とともに支払います。

(1) 満期日は、措置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。

満期日を指定する場合は、取引店に対してその1か月前までに通知を必要とします。

(2) 前項による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。

(3) 第1項により定められた満期日から1か月経過しても解約されなかった場合もしくは最長預入期限が到来した場合は、同項による満期日の指定がなかったものとし、引き続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

## 5. (利息)

(1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数について、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

A 1年以上2年未満…当金庫所定の「2年未満」利率

B 2年以上……………当金庫所定の「2年以上」利率

(2) この預金の全部または一部について満期日を指定した場合の前項の利息（継続を停止した場合の利息を含みます）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

この場合の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3) 継続された預金の利息についても前2項と同様の方法によります。

ただし、利率は当金庫所定の日にそれぞれ変更します。

この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日（すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

## THE GAMAGORI SHINKIN BANK

(4) この預金を第6条第1項により満期日前にこの預金を解約する場合および反社会的勢力の排除に関する特約第2条の規定により解約する場合、その利息は預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます）によって1年複利の方法により計算しこの預金とともに支払います。

なお、満期日前解約時に適用する利率については、金融情勢に応じて変更することがあります。

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満…2年以上利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満…2年以上利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満…2年以上利率×70%
- F 2年6か月以上3年未満…2年以上利率×90%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

### 6. (預金の解約)

(1) この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

この預金を第3条による支払方法によらずに払出す場合は、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この契約の証とともに取引店へ提出してください。

(2) 第3条による支払、または前項の解約手続を行うことについて正当な権限を有することを確認するため、本人確認書類の提示および確認するための手続等を求めることができます。

この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは支払、解約の手続を行いません。

(3) 次の各号の一つにでも該当した場合は、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどにより、この預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名または名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合
- ② この預金口座の名義人の意思によらずに開設あるいは利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ③ この預金の預金者が財産形成預金共通規定第4条第1項に違反した場合

- ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ⑤ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者の回答や預金者について確認した事項および預金者情報等に偽りがあることが明らかになった場合
- ⑥ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ⑦ 第1号から第6号までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合
- ⑧ 当金庫が預金者または取引について、当金庫が定める適切な顧客管理を実施できないと判断した場合

(4) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。  
また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

(5) 前項のほか、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

(6) 本条による解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。  
また、本条による解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

(7) 第3項から第5項までにより、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、証書あるいは通帳と届出の印章を持参のうえ、取引店に申出てください。

この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

## 7. (税額の追徴)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても5年間（預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで）にわたり遡及して20.315%（国税15.315%、地方税5%）

# THE GAMAGORI SHINKIN BANK

により計算した税額を追徴します。

- ① 第3条によらない払出しがあった場合
- ② 第3条による一部払出後2年以内に残額を払出さなかった場合
- ③ 第3条による一部払出後2年以内で住宅の取得等の日から一年を経過して残額の払出しがあった場合  
ただし、預金者の死亡、重度障害による払出しの場合は除きます。

## 8. (差引計算等)

第7条2号の事由が生じた場合には、当金庫は事前の通知および所定の手続きを省略し、次により税額を追徴できるものとします。

- ① 第7条2号の事由が生じた日に、この預金を解約のうえ、その元利金から税額を追徴します。
- ② この預金の解約元利金が追徴税額に満たないときは、ただちに取引店に支払ってください。

## 9. (転職時等の取扱)

転職、転勤、出向により財形住宅貯蓄契約に基づく、この預金の預入れができなくなった場合には、当該事実の生じた日から1年以内に所定の手続きにより、新たな取扱金融機関において引き続き預入することができます。

## 10. (非課税扱いの適用除外)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。

- ① 第1条第1項ならびに第2項による以外の預入があった場合
- ② 定期預入が2年以上されなかった場合
- ③ 非課税貯蓄申込書の預入限度額を超えて預入があった場合

## 11. (預入金額の変更)

預入金額の変更をするときは、当金庫所定の書面によって取引店に申し出てください。

## 12. (退職時等の支払)

(1)退職等の事由により、非課税の適用が受けられなくなったときには、この預金は、第2条および第3条にかかわらず次により取扱います。

- ① 退職等の事由の生じた日（以下「退職等の日」といいます）の1年後の応当日の前

# THE GAMAGORI SHINKIN BANK

日に満期日が到来するものとします。

② 退職等の日以後における自動継続を停止します。

(2) 利息については、第7条および第8条と同様の取扱いをします。

## 13. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

この他、「財産形成預金共通規定」を参照ください。

以上

## 財産形成年金預金規定

令和2年4月現在

(令和2年4月1日 改定)

### 1. (預入れの方法等)

(1) 財産形成年金預金（以下「この預金」といいます）は、勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度の適用をうけ、5年以上の期間にわたって、最終預入日まで年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。

(2) この預金には、最終預入日までに支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関、または事業主を通じて預入れできるものとします。

(3) この預金の預入れは1口1,000円以上とします。

(4) この預金については、通帳の発行にかえ、財産形成年金預金契約の証（以下「契約の証」といいます）を発行し、預入れの残高を年に1回以上書面により通知します。

### 2. (預金の種類、とりまとめ継続方法)

(1) 支払開始日は、最終預入日の6か月後の応当日から5年後の応当日の間の任意の日とし、支払開始日の3か月前の応当日を「年金元金計算日」とします。

また、年金元金計算日前1年ごとの年金元金計算日の応当日を「特定日」とします。

(2) 前条による預金は、1口の期日指定定期預金としてお預かりします。

ただし、預入日から年金元金計算日までの期間が1年末満のときは、1口ごとに年金元金計算日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）としてお預かりします。

(3) 特定日において、預入日（継続をしたときはその継続日）からの期間が2年を超える期日指定定期預金（本項により継続した期日指定定期預金を含みます）は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額をとりまとめ、1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。

(4) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

### 3. (分割、支払方法)

(1) この預金は、年金元金計算日に次により分割し、支払開始日以降5年以上20年以内の期間にわたって年金として支払います。

この場合、すべての期日指定定期預金は年金元金計算日に満期日が到来したものとし、その元利金と自由金利型定期預金（M型）の元利金との合計額を「年金計算基本額」とします。

① 年金計算基本額をあらかじめ指定された支払回数で除した金額（ただし100円単位とします）を元金として、年金元金計算日から3か月ごとの応当日を満期日とする12口の期日指定定期預金または自由金利型定期預金（M型）（以下これらを「定期預金（満期支払口）」といいます）を作成します。

ただし、自由金利型定期預金（M型）の預入期間は1年未満とします。

② 年金計算基本額から前号により作成された定期預金（満期支払口）の元金の合計額を差引いた金額を元金として、1口の期日指定定期預金（以下これを「定期預金（継続口）」といいます）を作成します。

③ 定期預金（満期支払口）は、各々その満期日に、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

(2) 定期預金（継続口）は、満期日に前項に準じて取扱い、以後同様とします。

この場合、前項に「年金計算基本額」とあるのは「定期預金（継続口）の元利金」と、「年金元金計算日」とあるのは「定期預金（継続口）の満期日」と、「あらかじめ指定された支払回数」とあるのは「あらかじめ指定された支払回数のうち定期預金（継続口）の満期日における残余の支払回数」と読み替えるものとします。

ただし、残余の支払回数が12回以下になる場合には、当該定期預金（継続口）の元利金から定期預金（満期支払口）の元金の合計額を差引いた金額は、預入期間が最も長い定期預金（満期支払口）に加算します。

(3) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

### 4. (利息)

(1) この預金の利息は、次のとおり計算します。

① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます）について、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

A 1年以上2年未満…当金庫所定の「2年未満」利率

B 2年以上……………当金庫所定の「2年以上」利率

② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合

預入金額ごとにその約定日数について、預入日における当金庫所定の利率によって計算します。

③ 前①、②の利率は、当金庫所定の日にそれぞれ変更します。

この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日（すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

（2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（3）この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合および反社会的勢力の排除に関する特約第2条の規定により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

なお、満期日前解約時に適用する利率については、金融情勢に応じて変更することがあります。

① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます）によって1年複利の方法により計算します。

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……2年以上利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満…2年以上利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満…2年以上利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満…2年以上利率×70%
- F 2年6か月以上3年未満…2年以上利率×90%

② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合

預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます）によって計算します。

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満…上記①②の適用利率×50%

（4）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

## 5.（預金の解約）

（1）この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

## THE GAMAGORI SHINKIN BANK

この預金を第3条による支払方法によらずに解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この契約の証とともに取引店へ提出してください。

(2) 第3条による支払、または前項の解約手続を行うことについて正当な権限を有することを確認するため、本人確認書類の提示および確認するための手続等を求めることがあります。

この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは支払、解約の手続を行いません。

(3) 次の各号の一つにでも該当した場合は、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどにより、この預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名または名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合
- ② この預金口座の名義人の意思によらずに開設あるいは利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ③ この預金の預金者が財産形成預金共通規定第4条第1項に違反した場合
- ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ⑤ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者の回答や預金者について確認した事項および預金者情報等に偽りがあることが明らかになった場合
- ⑥ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ⑦ 第1号から第6号までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合
- ⑧ 当金庫が預金者または取引について、当金庫が定める適切な顧客管理を実施できないと判断した場合

(4) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

## THE GAMAGORI SHINKIN BANK

(5) 前項のほか、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

(6) 本条による解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

また、本条による解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

(7) 第3項から第5項までにより、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、証書あるいは通帳と届出の印章を持参のうえ、取引店に申出てください。

この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

### 6. (税額の追徴)

前条によりこの預金を解約する場合は、払出時の利息について非課税の適用が受けられなくなるとともに、既に非課税として支払われた利息について5年間にわたり遡及して20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税率により計算した税額を追徴します。

ただし、預金者の死亡、重度障害による払出しの場合を除きます。

### 7. (退職時等の支払)

最終預入日までに退職等の事由により勤労者でなくなったときは、この預金は、第2条および第3条にかかわらず次により取扱い、退職等の事由の生じた日の1年後の応当日の前日以降に支払います。

この場合、前条と同様の手続きをとってください。

① 期日指定定期預金は、退職等の事由が生じた日の1年後の応当日の前日を満期日とします。

② 退職等の事由が生じた日以後、1年以内に満期日の到来する期日指定定期預金は、その継続を停止します。

### 8. (最終預入日等の変更)

最終預入日または支払開始日、もしくは支払回数を変更するときは、最終預入日までに、当金庫所定の書面によって取引店に申し出てください。

ただし、支払開始日を繰上げる場合は変更後支払開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日までに、繰下げる場合は変更前支払開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日までに申し出てください。

### 9. (契約の証の有効期限)

## THE GAMAGORI SHINKIN BANK

この規定によりお預かりした預金の支払が完了した場合は、この契約の証は無効となりますのでただちに取引店に返却してください。

### 10. (非課税扱いの適用除外)

この預金について、つぎの各号に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。

① 第1条第1項ならびに第2項による以外の預入れがあった場合

② 定期的な預入れが2年以上されなかった場合

③ この預金の残高が非課税貯蓄申込書の預入限度額を超えた場合

### 11. (据置期間中の金利上昇による非課税限度額超過の場合の取扱い)

この預金の最終預入日以後に財形法施行規則第1条の4の2の規定にもとづき計算した年金計算基本予定額が非課税限度額以内であるにもかかわらず、据置期間中の金利の上昇によってこの預金の元利金が非課税限度額を超過する場合には、その元加に係る利子額全額をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

### 12. (支払開始日以後の支払回数の変更)

支払開始日以後に、財形法施行令第13条の4第3項の規定等にもとづき年金支払額を増額するために支払回数を変更するときは、変更後の支払日の3ヶ月前の応当日の前日までに、当金庫所定の書面により取引店に申出てください。

ただし、この支払回数の変更は1回に限ります。

また、変更により総支払回数が21回未満となる場合には、変更することはできません。

### 13. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

この他、「財産形成預金共通規定」を参照ください。

以上

## 財産形成預金共通規定

令和2年4月現在

(令和2年4月1日 改定)

### 1. (届出事項の変更、契約の証の再発行等)

(1) 契約の証や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面によって取引店に届出てください。  
この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) 契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。  
この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(3) 契約の証を再発行（汚損等による再発行を含みます）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

### 2. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。  
預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、ただちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、ただちに書面によって届出てください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、ただちに書面によって届出てください。

(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

# THE GAMAGORI SHINKIN BANK

## 3. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 4. (譲渡、質入れ等の禁止)

(1) この預金、預金契約上の地位、その他この取引にかかるいっさいの権利および契約の証は、譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

## 5. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) 預金の支払時期等の規定にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとします。

契約の証は届出印を押印した払戻請求書とともに通知と同時に当金庫に提出してください。

② 複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。

ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務から、または、当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。

③ 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当します。

④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。

また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

(4) 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。

ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

## 6. (取引の制限等)

(1) 当金庫は、職業、事業の内容、国籍、在留資格、在留期間、取引目的等の預金者に関する情報および具体的な取引の内容等（以下「預金者情報等」といいます）を適切に把握するため、各種確認や資料の提出を求めることがあります。

また、預金者情報等に変更があった場合または変更が予定されている場合には、速やかに当金庫に届出てください。

(2) 下記のいずれか一つでも該当する場合には、預入れ、解約等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

① 預金者から正当な理由なく指定した期限までに各種確認や資料の提出をいただけない場合

② 預金者から預金者情報等に変更があったにもかかわらず届出がない場合

③ その他預金者がこの規定に違反した場合

④ 預金者情報等に照らし預金者との取引を継続することが不適切であると当金庫が判断した場合

(3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、適法な在留資格および在留期間そ

## THE GAMAGORI SHINKIN BANK

の他の必要な事項を当金庫所定の方法によって取引店に届出てください。

当該預金者において当金庫に届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、預入れ、解約等の本規定にもとづく取引の一部を制限することがあります。

(4) 前3項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダーリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入れ、解約等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(5) 前4項に定めるいすれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダーリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

### 7. (通知等)

届出のあった氏名または名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときもしくは預金者が到達を妨げたときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

### 8. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上